

# 民営化後の各会社に適用される決算関係法令等（作成義務・期限関連）【未定稿】

## 単体

<p><b>年次決算</b></p> <p>(注) 右記の他、業務報告書等の作成等に係る銀行法・保険業法や、有価証券報告書等に係る証券取引法等に基づく規制がある(以下同じ)</p>	<p><b>商法</b></p> <p>第281条 取締役ハ毎決算期ニ左掲グルモノ及其ノ附属明細書ヲ作り取締役会ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 貸借対照表</li> <li>二 損益計算書</li> <li>三 営業報告書</li> <li>四 利益ノ処分又ハ損失ノ処理ニ関スル議案</li> </ul> <p>2～5 (略)</p> <p><b>株式会社の監査等に関する商法の特例等に関する法律</b></p> <p>第12条 取締役は、<u>定時総会の会日の八週間前</u>までに、商法第281条第1項各号に掲げるものを監査役会及び会計監査人に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><b>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針</b></p> <p>III - 1 - 5 個別銀行に関するデータベースの整備及び行政報告</p> <p>(2) 決算等に関する提出資料</p> <p>決算状況表及び日計表等については、銀行に対して提出を求めているが、提出期限等は別紙のとおりとすることに留意する。(以下略)</p> <p>(別紙(抄))</p> <p>決算状況表 作成基準日：決算日 提出期限：<u>作成基準日から45日以内</u></p> <p>(注) 預金取扱い金融機関関係の事務ガイドライン(中小・地域金融機関以外を対象)において、「なお、中小・地域金融機関の監督に係る事務処理手続と共通する事項については、『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』と同様の取扱いを行うものとする」とされており、郵便貯金会社が「中小・地域金融機関」に該当するか否かを問わず、上記の決算状況表についての規制に服することとなる(以下同じ)</p>
<p><b>中間決算</b></p>	<p><b>銀行法</b></p> <p>第19条 銀行は、営業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><b>銀行法施行規則</b></p> <p>第18条 法第19条第1項の規定による中間業務報告書は、<u>営業年度開始の日から当該営業年度の9月30日までの間の業務及び財産の状況について、・・・当該期間経過後3月以内</u>に金融庁長官等に提出しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 銀行は、やむを得ない理由により前各項に規定する期間内に中間業務報告書又は業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官(・・・)の承認を受けて、<u>当該提出を延期することができる</u>。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>(注) 保険会社についても同様の規制がある(保険業法第110条、保険業法施行規則第59条)</p> <p><b>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針</b></p> <p>III - 1 - 5 個別銀行に関するデータベースの整備及び行政報告</p> <p>(別紙(抄))</p> <p>中間決算状況表 作成基準日：中間決算日 提出期限：<u>作成基準日から45日以内</u></p>
<p><b>四半期決算</b></p>	<p><b>上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則</b></p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 上場会社(マザーズの上場会社を除く。)は、<u>第1四半期及び第3四半期における四半期財務・業績の概況を開示するものとし、当該開示は当該上場会社の四半期財務・業績の概況が定まったときに直ちに</u>行わなければならない。</p> <p>6～11 (略)</p>
<p><b>月次決算</b></p>	<p><b>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針</b></p> <p>III - 1 - 5 個別銀行に関するデータベースの整備及び行政報告</p> <p>(別紙(抄))</p> <p>未算日計表・平残日計表 作成基準日：毎月末 提出期限：<u>作成基準日から20日以内</u></p> <p>(注) 3月末・9月末は作成基準日から45日以内(決算状況表・中間決算状況表と同一の期限)</p>

## 連結

<p>年次決算</p>	<p><b>株式会社の監査等に関する商法の特例等に関する法律</b></p> <p>第19条の2 大会社の取締役は、当該大会社の決算期における当該大会社並びにその子会社及び連結子会社から成る企業集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるもの（以下「連結計算書類」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2～5 （略）</p> <p><b>商法等の一部を改正する法律（平成15年度改正（平成14年法律第44号。平成15年4月1日施行））</b></p> <p>附則第9条 証券取引法（・・・）第24条第1項の規定による有価証券報告書を同項本文に定める期間内に内閣総理大臣に提出すべき者とされる会社（以下「有価証券報告書提出会社」という。）に該当しない大会社に関する前条各号に掲げる規定の適用については、<b>当分の間</b>、前条に定めるところによるほか、次項から第4項までに定めるところによる。</p> <p>2 <b>有価証券報告書提出会社に該当しない大会社については、前条各号に掲げる規定は、適用しない。</b></p> <p>3・4 （略）</p> <p>（注）第1項及び第2項中の「前条各号に掲げる規定」は、商法特例法第19条の2を含む。</p> <p><b>銀行法</b></p> <p>第52条の27 銀行持株会社は、営業年度ごとに、当該銀行持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p><b>銀行法施行規則</b></p> <p>第34条の24 （略）</p> <p>2 法第52条の27第1項の規定による業務報告書は、・・・<b>当該営業年度経過後3月以内</b>（・・・）に金融庁長官等に提出しなければならない。</p> <p>3 銀行持株会社は、やむを得ない理由により前2項に規定する期間内に中間業務報告書又は業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官（・・・）の承認を受けて、<b>当該提出を延期することができる。</b></p> <p>4・5 （略）</p> <p>（注）保険持株会社についても同様の規制がある（保険業法第271条の24、保険業法施行規則第210条の10）（以下同じ）。</p> <p><b>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針</b></p> <p>III-1-5 個別銀行に関するデータベースの整備及び行政報告 （別紙（抄））</p> <p>連結決算状況表 作成基準日：決算日 提出期限：<b>速報値については、作成基準日後55日又は決算発表日の前日のいずれか早い日</b></p>
<p>中間決算</p>	<p><b>銀行法</b></p> <p>第52条の27 銀行持株会社は、営業年度ごとに、当該銀行持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p><b>銀行法施行規則</b></p> <p>第34条の24 法第52条の27第1項の規定による中間業務報告書は、営業年度開始の日から当該営業年度の9月30日までの間の業務及び財産の状況について、・・・<b>当該期間経過後3月以内</b>（・・・）に金融庁長官等に提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 銀行持株会社は、やむを得ない理由により前2項に規定する期間内に中間業務報告書又は業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官（・・・）の承認を受けて、<b>当該提出を延期することができる。</b></p> <p>4・5 （略）</p> <p><b>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針</b></p> <p>III-1-5 個別銀行に関するデータベースの整備及び行政報告 （別紙（抄））</p> <p>中間連結決算状況表 作成基準日：中間決算日 提出期限：<b>速報値については、作成基準日後55日又は決算発表日の前日のいずれか早い日</b></p>
<p>四半期決算</p>	<p>（単体に同じ）</p>
<p>月次決算</p>	<p>（なし）</p>